

山梨県公報

第一千五百五十二号

平成二十三年

七月二十一日

木曜日

目次

土地改良事業計画の適当決定	四六三
道路の供用開始	四六三
建築基準法に基づく道路位置指定(三件)	四六三
公告	四六三
屋外広告物講習会の開催について	四六四
公安委員会	四六四
技能検定員等審査の実施	四六四

告示

山梨県告示第二百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、北杜市長から協議のあった土地改良事業(小淵沢地区基盤整備促進事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成二十三年七月二十一日

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し 条例の写し

二 縦覧期間

平成二十三年七月二十二日から同年八月十八日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申出期間

平成二十三年八月十九日から同年九月三日まで

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年八月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般県道	日野春停車場線	北杜市須玉町大字若神子字下和田四八四七番の四地先から北杜市須玉町大字若神子字鯨四四三八番の一 địa先まで	九〇・〇	平成二十三年七月二十一日

山梨県告示第二百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 指定の年月日

平成二十三年七月二十一日

二 指定道路の位置

笛吹市御坂町八千蔵字前田百二十八番十三、百二十八番十七

三 指定道路の幅員

最大五・〇二メートル 最小五・〇〇メートル

四 指定道路の延長

三十・五七メートル

山梨県告示第二百九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十三年七月二十一日
- 二 指定道路の位置
笛吹市御坂町八千蔵字前田百三十四番十、百三十四番十三
- 三 指定道路の幅員
五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
二十四・二二メートル

山梨県告示第二百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十三年七月二十一日
- 二 指定道路の位置
笛吹市御坂町夏目原字上白金千四百四十九番九、千四百四十九番十四、千六百六十一番九、千六百六十四番四、千六百六十四番十五
- 三 指定道路の幅員
最大六・〇二メートル 最小六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
五十三・五八メートル

公 告

● 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。

平成二十三年七月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開催日時
一日目 平成二十三年九月二十一日（水）午前九時十五分
二日目 平成二十三年九月二十二日（木）午前九時十五分
- 二 開催場所
甲府市貢川一丁目五番三十五号 山梨県立文学館研修室
- 三 科目
1 屋外広告物に関する法令
2 屋外広告物の表示の方法に関する事項
3 屋外広告物の施工に関する事項
- 四 受講手数料
一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙を張り付け、消印しないこと。）
受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。
- 五 受講申込み受付期間
平成二十三年八月十日（水）から九月九日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 六 受講申込書の提出先
甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室（電話〇五五 二二三三 一三三五）

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十三年七月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第一種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十三年九月六日（火）、九月八日（木）及び九月九日（金）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十三年八月十七日（水）から平成二十三年八月二十六日（金）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
二万四千七百円

(二) 普通自動車免許

二万五百円

(三) 特定第一種運転免許

一万四千円

(四) 大型自動車第二種免許等
二万二千四百五十円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
一万五千六百五十円

(二) 普通自動車免許
一万二千五百五十円

(三) 特定第一種運転免許
九千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等
一万三千三百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番